

「次期障害者プラン(原案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

平成 26 年(2014 年)12 月 22 日(月)から平成 27 年(2015 年)1 月 21 日(水)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「次期障害者プラン(原案)」についての意見・情報の募集を行った結果、12 人・団体(市町を含む)の方から、102 件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものととなり、具体的な制度の運用に関する意見、要望については、今後の施策を実施するうえでの参考とさせていただきます。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
I 基本的事項	7 件
II 基本理念と基本目標	3 件
III 現状と今後の課題	11 件
IV 主要施策の方向	21 件
V 重点施策	3 件
VI 障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項	6 件
VII 計画の進行管理	0 件
全体を通じた意見	1 件
上記の各項目と同一内容の意見・情報	10 件
具体的な制度の運用に関する意見、要望等施策を実施するうえで参考とさせていただく意見・情報	40 件
合計	102 件

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
I 基本的事項			
1. 計画策定の背景			
1	1	国の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「骨格提言」を重視し、イの一部を以下のとおり修正すべき。 (修正) ・・・を見据えながら、障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会の「骨格提言」を踏まえて、「制度の谷間、空白の解消」や・・・	ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。 (修正前) ・・・を見据えながら、「制度の谷間、空白の解消」や・・・ (修正後) ・・・を見据えながら、「<u>障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言</u>」(平成 23 年 8 月 30 日 <u>障がい者制度改革推進会議総合福祉部会</u>)において指摘されている「制度の谷間、空白の解消」や・・・
2	1	滋賀の福祉の成果は県のみ成果ではないことから、ウの一部を以下のとおり修正すべき。 (修正) <u>民間と行政(県・市町)</u>の協働のもと・・・	「行政」は県および市町を指すものであり、原案のとおりとします。

No	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
2. 計画策定の趣旨			
3	1	障害者権利条約および障害者基本法の趣旨を踏まえ、前文の一部を以下のとおり修正すべき。 （修正） ・・・ノーマライゼーション理念が浸透した地域社会、「合理的配慮」がなされる地域社会の実現に向けた指針・・・	「ノーマライゼーション理念が浸透した地域社会」は、「合理的配慮がなされる地域社会」も含んだものと考えするため、原案のとおりとします。
3. 計画の位置付け			
4	2	平成25年3月に策定された県の「スポーツ推進計画」で障害者スポーツについて記述されており、これとの整合を十分図る必要がある。	「Ⅰ基本的事項」「3. 計画の位置付け」のウにおいて、「県が策定する他の計画・指針等とも整合性のある計画とする」こととしています。施策の展開にあたっては、ご指摘の点についても留意してまいります。
5. 計画の推進体制			
5	2	悪質な事業者の参入が全国的にも問題とされ、報道機関でも取りざたされている中、何らかの利用者を守る方途が必要であるため、県の役割の記述の一部を以下のとおり修正すべき。 （修正） ・・・地域の社会資源の活用による<u>優良な支援の提供が見込める多様な事業者の参入を促進するとともに</u>・・・	ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。 （修正前） ・・・地域の社会資源の活用による多様な事業者の参入を促進するとともに・・・ （修正後） ・・・地域の社会資源の活用により、適切な支援の提供が<u>見込まれる多様な事業者の参入を促進するとともに</u>・・・
6	2	県、市町の役割に以下を追加すべき。 （追加） 平成28年4月から施行される障害者差別解消法にもとづき必要とされる施策を実施	ご指摘の箇所は、それぞれに求められる基本的な役割を記載したものであり、障害者差別解消法に基づく施策の実施については、「Ⅳ主要施策の方向」「5. 共生のまちづくり」の「イ. 差別の解消および権利擁護の推進」において「■障害者差別解消法の円滑な施行」として記載しており、原案のとおりとします。
7	3	障害のある人の地域活動への主体的な参加を遂行するためには、障害のある方が参加出来るための支援が完備されていることが前提。まずは自立・社会活動への参加が保障されなければならず、この項目は、障害のある方の実生活を見据えていないものだと思える。	障害のある方の地域活動への主体的な参加を促進するための支援の充実は大変重要であり、関係者がそれぞれの役割を担う中で、その実現を図るべきものと考えます。

No	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
Ⅱ 基本理念と基本目標			
8	4	5つの視点のうち、ア「その人らしく」の文中の「制約」という表現はネガティブに聞こえるので以下のとおり修正すべき。 （修正） ・・・障害によって<u>社会的障壁</u>を受けることなく・・・	障害者差別解消法における用語の定義を踏まえ以下のとおり修正します。 （修正前） ・・・差別の解消に関する制度や施策の充実を進め、障害によって制約を受けることなく・・・ （修正後） ・・・差別の解消に関する制度や施策の充実を進め、<u>障害および社会的障壁により制限を受けることなく</u>・・・
9	5	「県内のどの地域で暮らしていても標準的なサービスが受けられるよう、県としての責任を明確にし、積極的に取り組む」と言った内容の文言を記載してほしい。 特に要医療や重症心身障害、行動障害などの重度障害のある人や発達障害、精神障害等に対する医療に関しては、地域によって偏重があり、県として主導的に解決策を投じていこうとする文言の記載（例：各圏域での医療体制の充実を県として取り組む内容等）をお願いしたい。	ご指摘の点については、「Ⅰ 基本的事項」「5. 計画の推進体制」の県の役割において、「福祉圏域間の調整などを通じ、均衡あるサービス提供体制の推進を図る」としたうえで、「Ⅳ 主要施策の方向」「5. 共生のまちづくり」の「カ. 保健・医療サービスの充実」や「Ⅴ 重点施策」の「3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実」において、それぞれの分野における医療に関して記載しており、原案のとおりとします。
10	5	「自助、共助、公助」という表現はどこでも使われているが、最後に「公助」を使われると、公の先に自と共が優先されると見えてしまう。表現上の工夫ができないか。	ご指摘の表現については「自助・共助・公助の力を合わせて進める」としており、優先順位を付けるような誤解は生じないものと考えますので原案のとおりとします。
Ⅲ 現状と今後の課題			
1. 暮らす			
11	6	【現状】1. 文中の難病患者の数について、2015年1月1日から110疾患に、夏には300疾患になる中で増加すると思うが、このままの表記では、この延長線上での増加と理解されるかもしれない。このことについての記述がどこかで必要ではないか。	ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。 （修正前） ・・・また、難病患者の人数（特定疾患医療受給者証の交付者数）も8,198人→9,057人に増加しています。 （修正後） ・・・また、難病患者の人数（特定疾患医療受給者証の交付者数）も8,198人→9,057人に増加しており、今後対象疾患が追加されることに伴い、さらに増加するものと見込まれます。

No	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
12	6	「専門職の不足」としてOT、PT、ST等と例示されているが、障害児や発達障害、重症心身障害児者の治療や診断ができる「医師不足」が本県の大きな課題と考える。	「Ⅲ現状と今後の課題」の「5. 共生のまちづくり」における【課題】において、「●高次脳機能障害や発達障害、子どもの障害の診療ができる医師や医療機関が不足しています。」と記載しており、ご指摘の箇所については原案のとおりとします。
13	6	【課題】に以下を追加するべき。 （追加） 精神障害の入院者が地域移行する場合に必要とされているソフトランディングの施策が制度的にも数量的にも不足しています。	課題の記載については、三障害を踏まえた表現となっており、地域移行を進めるうえでのグループホームの不足や居住地域や障害種別等によるサービス提供の偏在といった課題は、精神障害にも当てはまるものとするため、原案のとおりとします。
2. 学ぶ			
14	7	【課題】に以下の3つを追加するべき。 （追加） ●特別支援教育の教育個別支援計画作成や発達障害児の教育・指導の力量等の向上のための特別支援学校のコーディネートの役割の強化が求められています。 ●個々のニーズに応じた進路の実現のための高等部までの一貫した発達保障と人格発達の支援を大切にすることが、就労の機会の拡大とともに必要です。 ●モラトリアムの期間として、高等部卒業後の自立支援のための支援策が「学校教育」の観点を広げて必要とされている。高等部卒業後の「専攻科」設立の願いが養護学校教師や家族から出されていると共に、福祉サービスとしては、自立訓練等の活用が課題である。	特別支援学校が特別支援教育に関するセンターとしての役割を果たしていくことや個々の児童生徒の障害に応じた職業的・社会的自立が進められるよう、キャリア教育の充実を図っていくことが重要であると考えており、本プランにおいても課題として挙げているところです。 また12年間の学校教育において、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることが重要であると考えておりますが、高等部卒業後の支援策として、ご指摘にあるような新たな専攻科の設置については検討しておらず、原案のとおりとします。

No	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
15	7	「教育環境の整備」は、児童生徒増加による建物等のハード面の整備だけではなく、スクールバスで通学できない医療的ケア等を要する障害児の「通学支援等の看護師や運転手等のマンパワーの課題」や「寄宿舍利用による教育保障」や「校区の柔軟対応」等、ソフト面の教育環境の未整備に対する特別支援教育サイドの課題が大きい。	医療的ケアを要する児童生徒の通学については、子どもさんの安全確保のためスクールバスでなく、保護者の送迎をお願いしていますが、送迎を担っている保護者の負担軽減に向けて、関係者、関係機関が連携しながら研究を進めているところです。 寄宿舍については、原則遠距離による通学困難な特別支援学校に在籍する児童生徒のために設けたものであります。しかし、障害のある子どもたちが、安心して学校生活を送るためには、地域の支えが不可欠であり、市町や福祉等の関係機関との連携が大切であると考えています。 県立特別支援学校の「校区の柔軟対応」については、様々な課題も考えられますが、今後種々の取組を進めていくうえで頂いたご意見も参考にしていきたいと考えています。
3. 働く			
16	8	【課題】の2つ目に「効果的な作業訓練のあり方の検討が必要」とあるが、特別支援学校は「生きる力」を学ぶところであり、職業訓練校的になることを検討することはいかがなものか。就職率が全国平均より低い理由の分析や福祉サービスを使ってからの就職率と継続率などを分析することが必要ではないか。	ご指摘の点については、特別支援学校を職業訓練校的にしていくことを目指すという趣旨ではなく、就職支援という観点から、特別支援学校における課題の一つとして記載したものであり、原案のとおりとします。
17	8	【課題】に以下を追加するべき。 (追加) ●高等学校を卒業する障害のある人が働くことの意義を感じないことが年々報告され、障害のない卒業生と同傾向にあることから、働く意義を感じる支援が課題となっていて、労働意欲と自律意欲の支援のための卒業後の「働く以前」の支援が必要である。	ご意見を踏まえ、「2. 学ぶ」の課題として記載している下記の内容を「3. 働く」の課題として再掲します。 ●障害のある生徒の職業的自立や社会参加を目指し、個々のニーズに応じた進路実現のための就労機会を拡大することなどが課題となっています。(再掲)
4. 活動する			
18	9	【課題】の8つ目の一部を以下のとおり修正するべき。 (修正) ・・・地域における余暇活動を<u>人の支えと場の確保を共に</u>充実していくことが必要です。	ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。 (修正前) ・・・地域における余暇活動を充実していくことが必要です。 (修正後) ・・・地域における余暇活動が<u>充実したものとなるように、支援する人材や活動の場を確保する</u>ことが必要です。

No	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
5. 共生のまちづくり			
19	10	障害者虐待の対応について、入所施設が少なく地域偏在している本県では、市町任せの一時保護の居室の確保が困難であり、市町が踏み込みにくい側面もある。強度行動障害支援の理解とスキル不足等による事業所での「身体拘束」等に大きな課題がある。	ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。 （修正前） ●障害者虐待の捉え方や虐待対応のスキルにバラつきがあり、適切に対応できる人材の育成が必要です。 （修正後） ●障害者虐待の捉え方や虐待対応のスキルにバラつきがあるため、適切に対応できる人材を育成するとともに、 <u>虐待事案の支援策として、一時保護等の体制整備、成年後見制度の活用等</u> が必要です。
20	10	制度創設から年数を重ねても成年後見制度の利用が進んでいるとは言えない。首長申立て自体や第3者の専門職後見人の人材不足、法人後見の不足等が大きな課題であり、そこを拡充しないと虐待事案の支援策としての成年後見制度も使えず、権利擁護は進まない。2025年問題等を控え、障害者の後見人確保は一層大きな課題となる。	
21	10	【課題】に以下を追加するべき。 （追加） ●滋賀県として障害者差別解消のために率先して取り組むために障害者差別解消条例の策定に向けて県民と協働して検討します。 ●県内における障害者差別や“いやな思いをした”などの事例を民間・市町行政と協働して集約するなど“共生のまちづくり”に向けた取り組みが必要です。	ご指摘の箇所は【課題】を整理し記載している部分であり、「Ⅳ主要施策の方向」「5. 共生のまちづくり」「イ. 差別の解消および権利擁護の推進」の「■障害者差別解消法の円滑な施行」において、「条例化の必要性も含めて検討する」としていることから、原案のとおりとします。 また、差別事例等の集約については、障害者差別解消法の施行も念頭に置きながら、今後の施策を進めていく中でその必要性について検討していくべきものと考えます。
Ⅳ主要施策の方向			
1. とともに暮らす			
22	11	前文の最後に以下を追加するべき。 （追加） ・・・一層取り組みます。 <u>谷間のない“暮らし”を支えるためには地域における「人の支え」と「拠点」の確保は必須であり市町・民間と協働して検討します。</u>	ご指摘の点については、「Ⅵ障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項」の「3. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり」において、「地域生活を支援する機能を集約、または地域において機能を分担して担う拠点等の整備の推進」として、「地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域体制づくり）をグループホーム等に付加した拠点機能についてモデル的に検討し、必要な対応を図る」こととしており、原案のとおりとします。

No	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
ア. 地域における住まいの場の確保			
23	11	グループホームの整備促進にあたっての具体的な支援内容は何か。県として事業所にどのようにアプローチするのか。	グループホームの整備促進については、「整備に当たっての課題や実態を把握する」することとしており、それを踏まえて検討してまいります。
24	11	活用可能な県営住宅のマッチングは、具体的にはどのような県営住宅を想定しているか。また、県営住宅の縮小計画はあるのか。	平成 21 年度に策定した「グループホーム等の県営住宅活用手順」により、運営法人が希望する地域において活用可能な県営住宅の情報提供があった時点でマッチングを行うこととしています。なお、現時点での県営住宅の縮小計画はありません。
イ. 入所施設から地域生活への移行と地域で生活し続けるための支援			
25	11	以下を追加するべき。 （追加） ■施設入所支援の利用者に「地域移行プログラム」（総合福祉部会まとめ・骨格提言）を実施することを検討します。	施設入所者の地域移行については、障害者総合支援法に基づく「地域移行支援」、「地域定着支援」といった障害福祉サービスの活用により促進すべきものであり、原案のとおりとします。
ウ. 入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実			
26	12	「■発達障害のある人に対する理解の促進と総合的な支援体制の整備」の最後に以下を追加するべき。 （追加） ・・・取組を推進します。そのため、サービス調整会議内に「発達障害支援体制整備部会」の設置などを関係者と共に検討します。	支援体制の構築に向けた具体的な方策については、本計画に基づき、施策を実施する中で検討していくものであり、原案のとおりとします。
27	12 30	知的障害のない発達障害のある人への対応について、「入所施設の活用の検討」とあるが、そのような人たちが体験とはいえ重度の知的障害の人が多い入所施設を利用するとは考えにくい。地域での体験型のグループホーム（アパートタイプ）の整備や人的支援が必要であり、何もかも入所施設の活用というのは、今後の地域移行に向けて後る向きではないか。 最終行に以下を追加するべき。 （追加） ・・・そのため、民間の優良実践を発掘し取り組みに活かします。	ご意見にあるアパートを活用した支援については「発達障害者自立生活支援システム構築事業」において既に取り組んでいるところです。この実践の中で、利用される方の中には、より保護的な環境における支援が必要な場合があり、新たな支援の枠組みとして入所型のサービスも視野に入れて検討することが必要であると考えており、原案のとおりとします。

No	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
《数値目標》			
28	13	数値目標に以下の項目を追加するべき。 （追加） 認証ケアマネ平成32年度目標 圏域に7名以上、50名以上	認証ケアマネについては、重層的な支援体制の構築を検討する中で、その役割を見直していく必要があると考えており、現段階で数値目標を設定することが困難なため、原案のとおりとします。
2. ともに学ぶ			
ア. 教育環境の充実			
29	14	以下を追加するべき。 （追加） ■近年、特別支援学校の生徒が増加しつつあり、各校ともに校内の空き教室などを活用し、教室の増設をされていると聞いています。生徒数の増加に伴い簡易的な教室を増やすのではなく、安心して学べる環境を整えるためにも新たな学校の開校や教室の増設を検討します。	特別支援学校における児童生徒増加への対応については、将来の在籍児童生徒数を予測しながら取りまとめた「児童生徒増加への対応策」にもとづき対応を進めています。 また、障害のある児童生徒の教育環境やインクルーシブ教育システムの構築等に向けた検討をすすめており、原案のとおりとします。
イ. 障害のある児童生徒への教育、相談・支援体制の充実			
30	14	子供達は、多様な人間・交友関係を求めている、障害が重くても学校での学びは必要。訪問教育ではなく通学保障をしてほしい。	障害が重く学校への登校が困難で、家庭等での訪問教育を受けている児童生徒にとっても、同学年の児童生徒とともに集団での学習を積み重ねることは、大きな意義があると考えております。そのようなことから、これまでも家庭での学習だけでなく、児童生徒の体調等を考慮しながら、学校に登校し学習すること（スクーリング）に、各特別支援学校において取り組んでおります。今後ともそういった機会を大切にしながら、障害の重い児童生徒の指導を充実させていきたいと考えております。 なお、学校への通学については、これまでから保護者の責任でお願いしており、通学させることが困難な場合に訪問教育での対応となっておりますので、御理解をお願いします。
31	14	以下を追加するべき。 （追加） ■特別支援教育の教育支援計画作成や発達障害児の教育・指導の力量等の向上のための特別支援学校のコーディネートの役割を発揮した体制をつくりまします。	特別支援学校が地域の特別支援教育に関するセンターとしての役割を果たしていくことは大変重要であると考えており、「■教育相談・就学相談活動の充実」において「地域における子どもの学びを支援できるよう特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努める」とこととしているため、原案のとおりとします。

No	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
4. ともに活動する			
ア. 障害のある人のスポーツの推進			
32	19	広く県民に障害者スポーツを啓発していくことが重要であることから、「障害者スポーツの啓発」についても項目立てして記述してほしい。	啓発については明記していませんが、障害のある人のスポーツを推進していくため様々な事業を実施する中で、県民に対する広報啓発は必然的に実施されるものと認識しており、原案のとおりとします。
33	19	競技性の高い障害者スポーツ大会への参加選手への支援について、原案では支援の内容が大会開催情報の提供や大会出場へのプロセスの相談に止まっている。国際大会等へ出場は参加経費の負担が多く、経済的補助に対するニーズが高いことから、経済面での支援策について記述してほしい。	ご意見については、当計画に基づく競技性の高い障害者スポーツ大会に参加する選手への支援について、具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。
エ. 社会参加の促進			
34	21	「 ■交番等での障害のある人に配慮した相談環境の整備 」という項目の一部を以下のとおり修正すべき。 (修正) ・・・講習会を定期的実施し、また、 <u>警察庁が発行している障害者への接遇教材書を活用していただき、障害のある人が・・・</u>	警察では、障害をもつ方等への対応に必要な知識・技能の修得のため、手話講習や主に取調べに従事する職員を対象にした知的障害者関連の講習会、介護実習等を継続実施していることから、原案のとおりとします。
《数値目標》			
35	22	数値目標の「障害者スポーツ県大会およびスペシャルスポーツカーニバルの参加人数」について、32年度の目標値が25年度実績の3割増となっている。今後、若年層をはじめ積極的に参加の促進を図るとしても、現在大会に参加している障害者の高齢化や県全体の人口減少を考慮すると、やや厳しい目標値ではないか。	ご指摘の現状は県としても認識しているところですが、2024年全国障害者スポーツ大会の開催に向けては、障害のある若い人の参加の促進を図るとともに、スポーツを楽しむ人のすそ野を一層広げていくことが必要です。こうしたことから、目標値は、過去5年間における県大会等の参加者数の最高人数に近づくことを目指して設定しており、当計画に記載した各施策を総合的に展開していくことにより、計画期間中に目標が達成できるよう努めていきたいと考えています。
オ. 障害のある人の本人活動や交流への支援			
36	22	以下を追加すべき。 (追加) ■これらを実現させるために、「人の支え」と「活動の場」の確保の支援策について市町と民間が協働して検討していきます。	原案では、「身近な地域での日常的な見守りなどの支援活動やボランティア活動が生まれる場づくりを進める」ことを記載しています。また、関係者の協働による施策の推進については、計画全体に関わることから、「Ⅰ基本的事項」の「5. 計画の推進体制」で記載しており、原案のとおりとします。

No	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
《数値目標》			
37	22	数値目標で3項目が表記されているが、寂しいように思うため、他に何かないか。例えば、県・市町の障害者施設の利用者数や参加数などはどうか。	ご意見のように様々な指標も考えられますが、計画の進行管理をしていくうえで、記載した施策をより直接的に評価できる指標を設定しており、原案のとおりとします。
5. 共生のまちづくり			
イ. 差別の解消および権利擁護の推進			
38	23	障害者差別解消法の円滑な施行はもちろんであるが、何が差別でそうでないかの具体的な中味や紛争の解決方法などは、もっと滋賀県として具体化していくことが大切である。「条例化の必要性も含めて検討する」という表現ではとても消極的であり、「滋賀県として障害者差別解消のために率先して取り組むために『滋賀県版差別禁止条例条例（仮称）』の策定に向けて県民と協働して検討します。」程度の表記にしてほしい。	ご指摘の点については、障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組の中で検討すべきものであり、原案のとおりとします。
39	24	「■成年後見制度の利用促進」の一部を以下のとおり修正すべき。 （修正） ・・・周知・啓発を行うとともに、 <u>法人後見や個人後見、その組み合わせなど、利用を促進するための体制づくりを進めます。支援策について市町と協働して検討します。</u>	「法人後見や個人後見、その組み合わせなど」についてですが、「組み合わせ」を行うことは、現行制度の中では想定されておらず、制度全体の検討を要することから、県の計画に記載することは難しいと考えます。 ただし、ご意見の趣旨を踏まえ、「親族後見」や「専門職後見」以外に、近年注目されつつある「法人後見」や「市民後見」などについても、適切に利用が図られるよう、次のように修正します。 （修正前） ・・・周知・啓発を行うとともに、利用を促進するための体制づくりを進めます。 （修正後） ・・・周知・啓発を行うとともに、利用を促進するための体制づくりを進めます。 <u>また、担い手の確保・育成のしくみづくり、利用支援策等について、市町等と連携して検討します。</u>

No	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
オ. 福祉のまちづくりの推進			
40	26	「■障害のある人に配慮した教習所の充実」という項目で手話通訳のできる指導員を養成するとあり、「■運転者教育の促進」という項目で手話通訳による講習会の開催を図りますとある。手話ができる聴覚障害者は耳の聞こえにくい人のうち僅かな割合でしかない。高齢化社会を迎えると手話のできない聴覚障害者の割合は伸びていくと思われる、聞こえない人＝手話ができる人という概念を改め、手話通訳のみでなく要約筆記を付けた講習会の開催を要望する。	教習所では字幕入りDVD、筆談、個人指導等を取り入れた判りやすい教習を行っています。今後も円滑な免許取得を支援するように指導致します。 また、運転者教育においては、教本、字幕入りビデオ、シミュレーターを用いて手話通訳による講習を実施しています。今後はパワーポイントを用いた講習も検討してまいります。
キ. 防災・防犯体制の充実			
41	28	「■警察職員への介護講習等の実施」について、知的障害や発達障害の理解についての更なる理解が必要であり、警察庁発行平成16年2月、障害者への対応マニュアル「障害をもつ方への接遇要領」を使った研修や警察署管内ごとに毎年1回以上の障害当事者団体等との意見交換などを始めてほしい。	警察では、障害をもつ方等への対応に必要な知識・技能の修得のため、手話講習や主に取調べに従事する職員を対象にした知的障害者関連の講習会、介護実習等を継続実施しています。また、警察活動への意見、相談等は警察本部、各警察署におきまして、随時受け付け、適切に対応してまいります。
ク. 難病患者に関するサービスや制度の推進			
42	29	「■難病福祉施策の実施」の項目に以下を追加するべき。 （追加） ・難病患者の社会参加を促進するうえで、日中活動の多様性を支援し、なかでも働くことを求める人には障害福祉サービス日中系の利用を促進します。	「■在宅療養支援および相談支援体制の充実」において「在宅療養難病患者に対して、関係機関の連携のもと、保健・医療・福祉の各分野にわたる総合的なサービス提供を行うことで、療養上の不安の解消を図るとともに社会参加の推進を図るなど、よりきめ細やかな支援対策を進める」こととしており、具体的な施策は記述しないこととします。

No	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
V重点施策			
1. 発達障害のある人への支援の充実			
43	30 12	知的障害を伴わない発達障害/高機能自閉症児者への教育・支援・サービスの充実が挙げられているが、「知的障害を伴う」自閉症児者を除くことに違和感がある。知的障害のあるなしに関わらず、「自閉症」の障害特性に沿った支援サービス自体が不十分で、知的障害よりも社会生活においてより重篤な支障をきたす「自閉症」「発達障害」に焦点があたった教育・支援・サービスが必要であり、かつ知的障害のない自閉症児者と同等に不足している。 特に、療・教育の分野において、従来の「自閉症ではない子供」に対して有効であった発達の考え方ではなく、改めて「自閉症の子供」の障害特性に沿った考え方での療・教育が早急に立ち上がる必要がある。福祉の分野に留まらず教育、労働の分野全てで「知的障害のあるなしに関わらず自閉症児者」が一貫した支援のもと、生涯にわたってその人らしく生きられる滋賀県になるよう取り組んでほしい。	ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。 「IV主要施策の方向」 「1. とともに暮らす」 「ウ. 入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実」の「■発達障害者の地域での暮らしと働きを支援」の3項目 （修正前） ・・・生活の再構築が必要な知的障害を伴わない発達障害者への支援・・・ （修正後） ・・・生活の再構築が必要な発達障害者への支援・・・ なお、「V重点施策」 「1. 発達障害のある人への支援の充実」の「■発達障害のある人に特化した専門サービスの充実」の記述については、知的障害を伴わない発達障害のある人を対象とした支援の充実を目的として県が取り組んできた事業について記述している部分であることから、原案のとおりとします。
2. 障害のある人の就労支援の促進			
44	31	「■発達障害のある人に対する福祉と教育の連携による就労支援の強化（再掲）」の項目の最終行に以下を追加するべき。 （追加） ・・・高等学校を卒業する障害のある人が働くことの意義を感じないことが年々報告され、働く意義を感じる支援が課題となっていて、労働意欲と自律意欲の支援のための卒業後の「働く以前」の力量獲得の支援を関係者と本人の判断で重視して進める。	原案では、ご意見の点も含め、「福祉と教育が連携して在学時から支援に取り組み、発達障害のある生徒や学生がそれぞれの特性に合った進路選択ができるようにする」ことを記載していますので、原案のとおりとします。

No	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
6. 障害のある子どもへの支援の充実			
45	33 42	障害児入所施設で暮らす子どもの入所理由の約 6 割は保護者からの虐待であり、行動障害、発達障害以上に大事な要素であること、近江学園で繰り返し発生する施設内虐待への対応は、一施設も問題としてではなく、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待として、滋賀県の施設で暮らす子どもたちの問題として、子どもの権利擁護の観点で支援していく必要がある。以上から、 「■障害児入所施設におけるより家庭に近い暮らしの提供など機能の充実に向けた検討」の内容を以下のとおり修正すべき。 （修正） 行動障害、発達障害、<u>被虐待等のある子どもが暮らす近江学園や信楽学園といった障害児入所施設については、子どもの権利擁護の視点に立って、施設内虐待防止に向けた取組を推進するとともに、より家庭に近い暮らしを提供するための・・・</u>	ご意見を踏まえ以下の2箇所を修正します。 「V重点施策」 「6. 障害のある子どもへの支援の充実」の「■障害児入所施設におけるより家庭に近い暮らしの提供など機能の充実に向けた検討」 （修正前） 行動障害、発達障害等のある子どもが入所する・・・ （修正後） 行動障害、発達障害、<u>被虐待等のある子どもが入所する・・・</u> 「VI障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項」 「5. 障害児支援体制の整備」 「ア. 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備」の「■県立施設における支援」 （修正前） ・・・虐待を受けている障害のある子どもの受入れを進めるとともに、入所施設から地域生活への移行等に取り組みます。 （修正後） ・・・虐待を受けている障害のある子どもの受入れを進め、<u>子どもの権利擁護の視点からの支援を推進するとともに、子ども家庭相談センターや市町等関係機関と連携し、入所施設から地域生活への移行等に取り組みます。</u>
VI障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項			
1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策			
ウ. 障害高齢者への支援の充実			
46	35	障害者と高齢者と二極化するのではなく、介護保険計画における地域包括ケアシステムの5項目（医療・予防・介護・生活支援・住まい）のうち、医療や生活支援等の地域での支え合い、見守り等の共助、居住の場については、共通事項として両分野が連携した整備量や整備方針による取り組みを行うべき。2025年問題を前にして数的にマイノリティの障害分野の支援策を支えるマンパワー等が少なくなることは避けなければならない。	「V重点施策」 「3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実」の「障害高齢者に対する支援方策の検討」において、「障害のある高齢者の特性に応じた障害福祉サービスや高齢者福祉サービスがより適切に提供されていくよう支援方策の研究を行う」こととしています。

No	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
47	35	高齢障害者への支援に関しては、介護保険サービス優先が前提ではなく、厚労省の通知に「必要に応じ適正に支給決定をする」とあるように当事者や家族が望むサービスを“選択”できるよう各市町に周知徹底してほしい。	国の基本的な考え方に基づき適正に運用されるよう、担当者会議や実地指導などの機会に市町に適用状況を確認してまいります。
2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策			
ア. 入院早期からの地域生活への移行に向けた環境整備の促進			
48	36	以下を追加するべき。 （追加） ・入院中でも地域生活体験ができる支援体制づくりを人の支えと共に相応しい場の確保も考慮して進めます。	「ア. 入院早期からの地域生活への移行に向けた環境整備の促進」に記載している「・・・入院の早期から地域の福祉担当者を紹介するなど関係機関との連携した支援を促進します。」にご指摘の内容を含んでおり、原案のとおりとします。
4. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策			
ア. 障害者雇用への理解や受入れのための環境整備の促進			
49	39	本県は中小企業が多い特徴があることから、中小企業家同友会等との連携を一層深め障害者雇用施策を展開して行くことが重要。また法定雇用率適用事業所以外への就労支援の取り組み策も推進して行くことが重要。	障害者雇用施策の推進にあたっては、経済団体や関係団体と一層の連携を図りながら中小企業での取組促進に努めます。
5. 障害児支援体制の整備			
ア. 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備			
50	42	子どもたちの入所施設から地域生活への移行にあたり、近江学園や信楽学園の支援はもとより、入所措置機関である子ども家庭相談センターや地元市町との調整が必要であり、そのことを以下のとおり明記するべき。 （修正） 近江学園、信楽学園では、・・・受入れを進めるとともに、子ども家庭相談センターや市町等と連携し入所施設から地域生活への移行等に取り組みます。	・ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。 （修正前） 近江学園、信楽学園では・・・受入れを進めるとともに、入所施設から地域生活への移行等に取り組みます。 （修正後） 近江学園、信楽学園では・・・受入れを進め、 <u>子どもの権利擁護の視点からの支援を推進するとともに、子ども家庭相談センターや市町等関係機関と連携し、入所施設から地域生活への移行等に取り組みます。</u>

No	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
カ. 障害児支援から障害者支援への切れ目ない支援の強化			
51	43	前文として以下を追加すべき。 （追加） 発達障害児童の支援は成人期のステージでどのように社会参加するかを関係者が共有することが重要であり、人生のステージ毎に細切れにならないようにする。	ご指摘の内容については、「Ⅳ主要施策の方向」「1. ともに暮らす」「ウ. 入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実」の「■発達障害者支援センターを核とした重層的な支援体制の構築」において「・・・関係機関の連携促進や役割分担により、発達障害者が乳幼児期から成人期まで継続した支援を受けることができるよう取り組みを推進する」こととしており、原案のとおりとします。
全体を通して			
52		「障害」の標記について、「障がい」することはできないか。	各種法律の表記に準じて「障害」という表記を用いており、原案のとおりとします。

